

ハラスメント防止宣言について

【ハラスメントに関する方針】

ハラスメント行為は人権にかかわる問題であり、従業員の尊厳を傷つけ職場環境悪化を招く見過ごすことの出来ない問題です。

当社は、そういったハラスメント行為を断じて許さず、すべての従業員が互いに尊重し合える安全で快適な職場環境づくりに取り組んでいきます。

このため管理職を始めとする全従業員は、研修などによりハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させない許さない企業風土づくりを心掛けて参ります。

ハラスメントなどの行為があれば、すぐに上司に相談するよう周知徹底して参ります。

また、上司に相談しにくい場合のために相談窓口を設けております。

相談者や事実関係の確認に協力した方に対し不利益となるような取り扱いは行わずプライバシーを守って対応致します。

【ハラスメントに関する相談窓口と対応】

ハラスメントに関する相談・苦情および通報窓口は、本社総務部長となります。ハラスメントの被害者、またはその家族に限らず全ての従業員は相談窓口担当者に相談および苦情の申出、または匿名での通報を行うことが出来ます。

ハラスメント発生の実事関係の調査、原因分析および再発防止策策定または策定指示とその実施、研修による周知徹底等のほか、行為者の被害者に対する謝罪を含む適切な措置を講じます

ハラスメントによる行為に該当する事実が認められた場合は、就業規則に基づき懲戒処分を行うこととなります。通報した相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。また、相談・通報者本人に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を科すこともできます。

『皆さんと共によりよい職場づくり目指し、一緒に取組みを進めて参りましょう。』

令和4年4月1日
株式会社フェニックス
代表取締役 岩元 浩海